

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年6月25日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

定期監査報告書

三浦市監査委員

1 監査の対象部課

経済部（営業開発課、観光商工課、農産課、水産課、市場管理事務所）

2 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課執務室を含む）

4 監査の実施期間

平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日

5 監査の対象範囲

平成 29 年度に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

6 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（つり銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に各部課長及び関係職員に質問を行った。

7 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

8 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。

1 監査の対象部課

保健福祉部（福祉課、子ども課、健康づくり課、保険年金課、高齢介護課）

2 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課執務室を含む）

4 監査の実施期間

平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日

5 監査の対象範囲

平成 29 年度に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

6 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（つり銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に各部課長及び関係職員に質問を行った。

7 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

8 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。

1 監査の対象部課
議会事務局

2 監査の種別
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の実施場所
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局

4 監査の実施期間
平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日

5 監査の対象範囲
平成 29 年度に執行した事務事業(地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行)

6 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金(つり銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に事務局長及び関係職員に質問を行った。

7 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

8 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

- 1 監査の対象部課
農業委員会事務局
- 2 監査の種別
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の実施場所
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局
- 4 監査の実施期間
平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日
- 5 監査の対象範囲
平成 29 年度に執行した事務事業(地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行)
- 6 監査の実施方法
 - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
 - (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
 - (3) 現金(つり銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
 - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に事務局長及び関係職員に質問を行った。
- 7 監査実施上の着眼点
 - (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
 - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
 - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
 - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
 - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
 - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
 - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 8 監査の結果
財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。
しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。

- 1 監査の対象部課
選挙管理委員会事務局
- 2 監査の種別
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の実施場所
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局
- 4 監査の実施期間
平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日
- 5 監査の対象範囲
平成 29 年度に執行した事務事業(地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行)
- 6 監査の実施方法
 - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
 - (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
 - (3) 現金(つり銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
 - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に事務局長及び関係職員に質問を行った。
- 7 監査実施上の着眼点
 - (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
 - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
 - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
 - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
 - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
 - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
 - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 8 監査の結果
財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

- 1 監査の対象部課
公平委員会事務局
- 2 監査の種別
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の実施場所
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局
- 4 監査の実施期間
平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日
- 5 監査の対象範囲
平成 29 年度に執行した事務事業(地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行)
- 6 監査の実施方法
 - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
 - (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
 - (3) 現金(つり銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
 - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に事務局長及び関係職員に質問を行った。
- 7 監査実施上の着眼点
 - (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
 - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
 - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
 - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
 - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
 - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
 - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 8 監査の結果
財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。
しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。

- 1 監査の対象部課
固定資産評価審査委員会
- 2 監査の種別
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の実施場所
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局
- 4 監査の実施期間
平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 29 日
- 5 監査の対象範囲
平成 29 年度に執行した事務事業(地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行)
- 6 監査の実施方法
 - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
 - (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
 - (3) 現金(つり銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを確認した。
 - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に関係職員に質問を行った。
- 7 監査実施上の着眼点
 - (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
 - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
 - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
 - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
 - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
 - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
 - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 8 監査の結果
財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。